

児童手当審査請求の裁決について（報告）

概要

（１）児童手当制度について

児童手当は、原則として児童の父母のうち、主たる生計維持者（収入の高い方）が受給者となるが、離婚協議中により父母が別居している場合は、児童と同居している親が優先される（児童手当法第４条第４項（同居優先））。

（２）処分の内容

本件は、離婚協議により父母が別居することとなったため、同居優先の規定に基づき、現受給者について、児童手当の受給要件を満たさなくなったものとして、支給を終了する処分（児童手当受給事由消滅処分）を行ったもの

（３）審査請求の内容

請求人は、「別居後も児童の生活費を一部負担しており、支給停止は生活に影響する」として、処分の取消しを求めたもの

（４）審査の結果

以下の理由により「審査請求を棄却（処分は適法）」と判断された。

- ・公簿等（公的な記録）により、児童が他方の親と同居している事実が確認できること。
- ・生活費の一部負担があっても、法律上「同居している親」が優先されること。
- ・現受給者からの児童手当受給事由消滅届が未提出であっても、公簿により要件消滅が確認できる場合は職権処理が可能であり、本件処分はその取扱いに沿っていること。